

神戸市立井吹西小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

井吹西小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学年にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する基本的な方針（以下「井吹西小学校基本方針」という。）を策定します。

1. いじめ防止のための基本的な姿勢

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

本校は、井吹西小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けて、次の二つの状態になるまで、指導、見守りを続けます。

- ・いじめに係る行為が、一定期間止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2. 本校教職員の姿勢

- ・教育目標「ひびく心 かがやく瞳 きり拓く力」を合言葉に、「やさしくていねいに」を基本姿勢として、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、粘り強く児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・学び合いの授業、一人一人の児童が活躍できる活動、行事等を通じ、児童の自己肯定感を高めます。
- ・研修等を行うことで、児童、教職員の人権感覚を一層高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、嫌がらせやいじわる等、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を一人の職員で抱え込まず、管理職・生徒指導係（以下 生指係）に報告し、校内いじめ防止対応委員会（第3金曜日及び随時）での情報共有に努めるなど、組織的に対応します。
- ・電話連絡や家庭訪問等を大切にし、保護者や地域の方々との連携を図ることで、いじめ防止と早期発見に努めます。

3. 校内いじめ防止・対応委員会と関係機関の連携

(1) 校内いじめ防止・対応委員会の設置

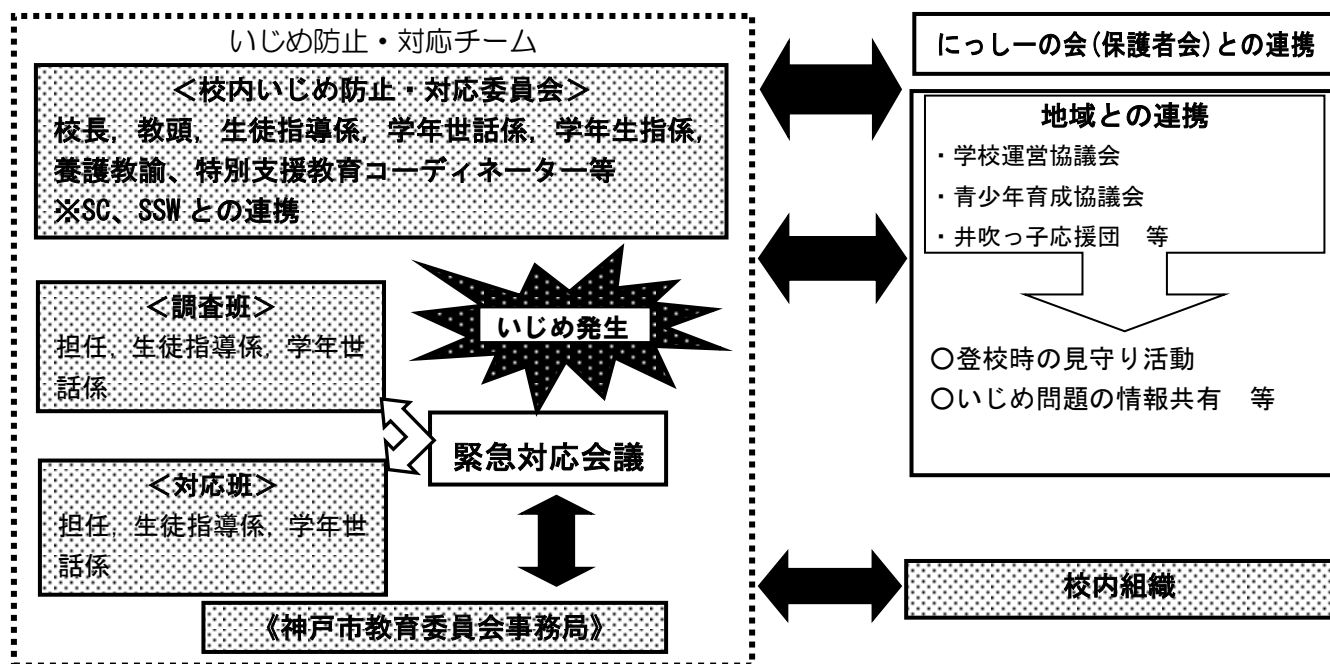
本校は、校長、教頭、生徒指導係、学年世話係、学年生徒指導係、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等の参加と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による、校内いじめ防止・対応委員会を設置します。

(2) 校内いじめ防止・対応委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の集約と把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有します。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行います。

(3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。



＜状況に応じた関係機関との連携＞	
加害・被害の児童・保護者の心のケア	… スクールカウンセラー 教育相談指導室
暴行・傷害など、刑法に抵触する時等	… 西警察署生活安全課 ⇄ 神戸地方法務局
当該児童の家庭環境等に問題がある時	… 垂水少年サポートセンター 区役所こども家庭支援室 神戸市こども家庭センター 神戸市青少年補導センター（くすのき教室）
当該児童の心身等に影響がある時	… 医療機関（学びの支援センター）

4. いじめの未然防止・早期発見

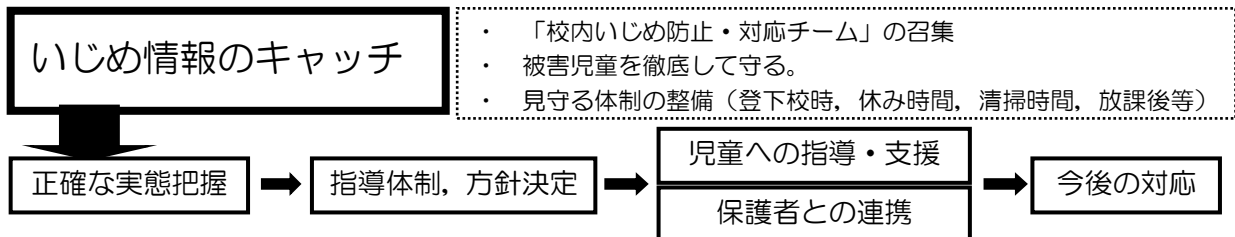
いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり											
た取り組み												
対応チーム等	職員会議 (基本方針 針線)	職員研修		職員研修 教育評価	職員研修				職員研修 教育評価			教育評価 次年度計画
	生徒指導部会											

- ・児童が自主的にいじめ問題について考え、議論する等の活動を支援します。
- ・早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。
- ・養護教員やスクールカウンセラーと積極的に連携し、児童の悩みを受け止めます。(教育相談)

5. いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいた時には問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。



6. 家庭の役割と保護者の責務

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導する必要があります。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をすることが肝要です。

7. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。また、いじめを許さぬ心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進め、全職員で情報を共有した上で支援を行います。

8. 特に配慮を要する児童への配慮

様々な特性や背景のある児童に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行います。

- ・ 海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童などの外国につながる児童
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・ 各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
- ・ 特別な事情があり、親元を離れて生活している、または、した経験がある児童
- ・ 「不登校サポートルーム」も活用に向けての努力を進めていきます。

9. 校種間の連携

他校種間との連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、指導内容の共有に努めます。また、校区内の小・中学校間に置いては、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

10. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

1 1. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・いじめ対策委員会と教育委員会事務局とが連携して対応にあたります。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係の把握に努めます。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

1 2. その他

本校は、校内いじめ防止・対策委員会によって、適宜「井吹西小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改定します。

令和2年3月改定

令和2年6月改定

令和3年6月改定

令和4年4月改定

令和5年4月改定

令和6年4月改定

令和7年4月改定

令和8年4月改定